

住宅改修

新築

中古住宅

奨励金

《令和5年度受付開始》

住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、または改修する方等に対して奨励金を交付します。

住宅改修

住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です。

●対象となる改修工事、区分

- ①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事
- ②改修に要する費用が50万円(消費税額等含む)以上
- ③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

- 時間 午前8時30分～午後5時15分
※正午～午後1時を除く
- 場所 建設課住宅係20番窓口
(役場2階)
- ※一度住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。
※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

●受付期間

期間 令和5年4月3日(月)～4月14日(金)※土・日・祝日を除く

住宅新築

●新築必須要件 100万円

- ①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確保される方
- ②断熱等性能等級4を満たす住宅
- 加算要件
- ①申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合 30万円
- ②町内の業者に発注する場合 60万円
- ③北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材(地域材)を10㎡以上使用した場合 20万円
- ④北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合は、1㎡当たり3万円。加算要件③と

中古住宅

の併用可(使用量については小数点以下切捨て) 上限40万円
※必須要件の100万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。
※工事着手前に申請が必要です。

●対象となる中古住宅と奨励概要

- ①建物の固定資産税課税標準額
○150万円以上 奨励金の額30万円
- 100万円以上150万円未満 奨励金の額20万円
- ※課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています。
- ②申請後10年以上の定住を確保される方を対象とします。
- ※申請は売買後1年以内です。

◎各奨励金の留意事項

奨励金のうち10パーセント(1万円単位、10万円上限)を、津別町商工会会員の取扱店で利用できる津別町商工スタンプ会発行の商品券で交付します。
問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係20番窓口
☎77-8390

空き家を増やさない

町内に空き家が増えています。これらの空き家には、改修することにより活用が可能になる空き家もあります。空き家を有効活用するため、空き家を改修する方に費用の一部を助成します。

活用(改修)

- ②所有者の許可を受けて自身の居住を目的で改修工事を行う空き家の賃借人
- 対象となる改修工事
- ①津別町内の業者、または、申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
- ②住宅の安全性、耐久性および居住性を維持させるための修繕や改修工事

撤去する方に費用の一部を助成します

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空き家があります。これまで同様、空き家を取り壊す方に費用の一部を助成します。

●対象となる所有者

町内在住の有無は問いません。
※法人は対象とはなりません。
所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

●対象となる撤去工事

津別町内の業者が取り壊しを請け負う工事です。
※町外の業者が請け負うもの、または個人が行うものは対象とはなりません。

●対象となる工事金額・補助額

- ①取り壊し工事金額は50万円以上です。
- ②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です(したがって)

空家活用(改修)

●対象となる空き家

津別町空家等情報登録制度(空き家バンク)に登録済みの空き家

●対象となる者

- ①空き家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または管理者(町内在住の有無を問いません)

空家撤去

●対象となる空き家

- ①3年以上使用していない、または

受付期間

期間 令和5年4月3日(月)～

時間 ※土・日・祝日を除く
午前8時30分～
午後5時15分

※正午～午後1時を除く

問い合わせ・申し込み先
建設課住宅係20番窓口
☎77-8390